

監 査 報 告 書

令和6年5月20日

学校法人 相山女学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人 相山女学園

監事 篠 崎 桂 子

監事 深 谷 玲 子

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人相山女学園寄附行為第17条の規定に基づき、学校法人相山女学園の2023（令和5）年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した。

1. 監査の方法

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、必要に応じて意見を述べたほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

2. 監査の結果

学校法人相山女学園の業務に関する決定及び執行並びに理事の業務執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関する不正の行為、又は、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上